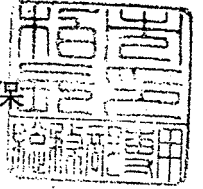


実施機関以外の者への保有個人情報の継続提供に係る諮問書

柏総行第249号
平成28年6月30日柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
会長 梅田 徹 様

実施機関名 柏市長 秋山 浩 保



柏市個人情報保護条例第11条第2項第3号の規定により実施機関以外の者へ保有個人情報を提供することについて、同条第3項の規定に基づき平成26年3月4日付け柏企行第186号で諮問し、平成26年3月12日付け柏情審第20号にて答申を受けた臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」の支給に係る自治体間の連絡調整事務について、当該事務の内容に一部変更が生じるものの、前々回の答申をもって引き続き実施機関以外への保有個人情報の提供を行ってよいか諮問します。

提供する保有個人情報に係る個人情報取扱事務の名称	「臨時福祉給付金」及び「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」の支給に係る自治体間の連絡調整事務
事業変更の概要	別紙1のとおり
前回の諮問書	別紙2のとおり（前々回の諮問書及び答申書が、別紙3及び別紙4として添付されています。）
事業変更時期	平成28年7月予定
担当部署	保健福祉部保健福祉総務課

臨時福祉給付金の支給に係る事務の変更概要

平成 28 年 7 月 1 日

1 個人情報を提供する事務及び制度の概要（別紙 1－2「臨時福祉給付金制度概要」参照）

(1) 平成 28 年度臨時福祉給付金

ア 趣旨

消費税引き上げの負担緩和

イ 支給対象者

次に掲げる要件を満たす者

(ア) 市民税が課税されていない。

(イ) 市民税が課税されている者の扶養でない。

(ウ) 生活保護を受給していない。

ウ 支給額

3,000 円

(2) 年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け及び高齢者向け）

ア 趣旨

アベノミクスによる賃金引上げの恩恵が及びにくい者の所得の底上げ

イ 支給対象者

(ア) 障害・遺族基礎年金受給者向け

次に掲げる要件を満たす者

a (1) イの（ア）から（ウ）までの要件

b 障害・遺族基礎年金を受給している。

c (イ) の給付金を受給していない。

(イ) 高齢者向け

次に掲げる要件を満たす者

a (1) イの（ア）から（ウ）までの要件

b 65 歳以上（昭和 27 年 4 月 1 日以前生）

ウ 支給額

30,000 円

2 個人情報を提供する理由（別紙１－３「臨時福祉給付金の支給
手続における施設入所等児童等への配慮（案）」参照）

臨時福祉給付金については、二重払いを防ぐため、施設に入所
等している支給対象者への対応は、国の基準に従い、全国一律に
扱う必要がある。よって、本市においても、国の基準に従い関係
自治体間において情報共有が図られるよう、個人情報を提供する
もの

3 個人情報の外部提供に係る主な変更点

(1) 個人情報を提供する事務

ア 新規

年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受
給者向け及び高齢者向け）

※高齢者向けに係る個人情報の外部への提供については、
本人の同意を得て行うこととされている。

イ 廃止

子育て世帯臨時特例給付金

(2) 提供する個人情報の項目

別紙１－４のとおり。

臨時福祉給付金制度概要

実施年度	平成27年度			平成28年度		
種類	平成27年度 臨時福祉給付金			年金生活者等支援臨時福祉給付金		平成28年度 臨時福祉給付金
				高齢者向け	障害・遺族基礎年金受給者向け	
目的	消費税率引き上げの負担緩和			アベノミクスによる賃金引き上げの恩恵が及びにくい者の所得の底上げ		消費税率引き上げの負担緩和
申請期間	平成27年8月6日 ～ 平成28年2月4日	平成28年4月4日 ～ 平成28年7月4日	平成28年9月28日 ～ 平成29年1月4日			
基準日 (※)	平成27年1月1日			平成28年1月1日		
支給対象者	・ 市民税が課税されない ・ 市民税が課税されている者の扶養でない ・ 生活保護を受給していない					
追加要件	なし	65歳以上 (昭和27年4月1日以前生)	・ 障害・遺族基礎年金を受給 ・ 高齢者向けの給付金を受給していない		なし	
支給額 (1人につき)	6,000円	30,000円		3,000円		
対象者数	約52,000人	約28,000人	約4,000人		約52,000人	

※申請者は基準日に住民票がある市町村で申請手続を行う。なお、DV被害者及び施設入所児童については、申請地に関する特例がある。

- ・DV被害者については、本人からの申出（同意）に基づき手続を行う。
- ・施設入所児童は本人の同意なく、国の指針に基づき全国一律の手続を行う。そのため外部提供に関する手続を実施する。

行政内部用資料

情報伝達経路が保護者の目に触れることをできるだけ避けるため、このまま一般広報には用いないでください。

臨時福祉給付金の支給手続における施設入所等児童等への配慮(案)

未定稿・取扱注意

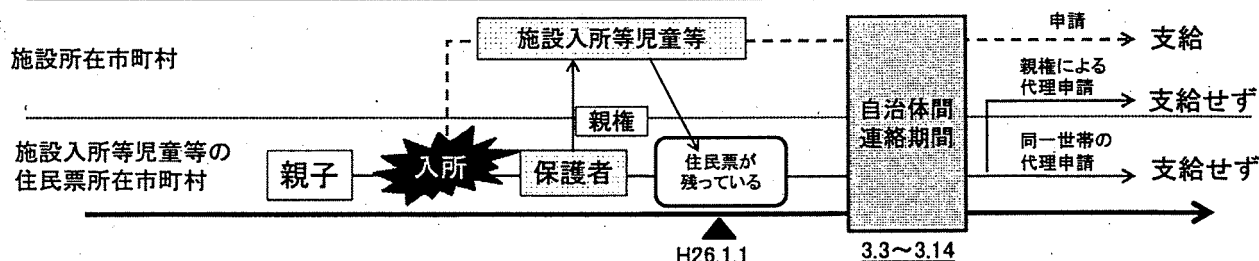
問題：施設に入所等している児童等(施設入所等児童等)について、(住民票上同一世帯の者として又は親権者としての)代理申請により保護者が当該児童等分の給付金を受け取ってしまう。

○ 施設入所等児童等については、自治体間の連絡調整を行うことで、給付金の支給に関して以下の配慮を行う。

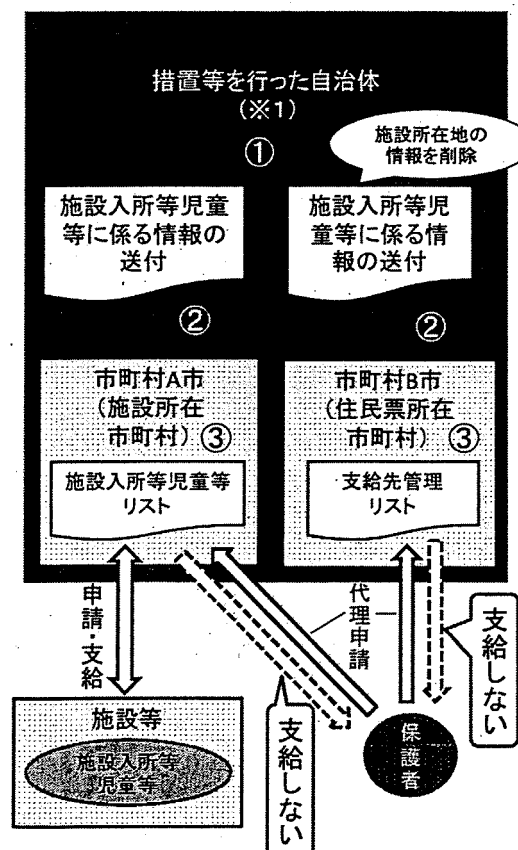
- ① 保護者から施設入所等児童等の給付金の代理申請が行われても、支給しない。
- ② 施設入所等児童等の給付金は、住民登録が残っている市町村ではなく、施設が所在する市町村から支給する。
- ③ 基準日(平成26年1月1日)時点で入所等している場合には、住民票上保護者と同一世帯のままとなっても、保護者に扶養されていないものとみなし(実体に即した判断)、施設入所等児童等本人が支給対象者であれば、給付金を支給する。

○ この自治体間の連絡調整については、給付金の支給開始時期が市町村によって異なり、25年度内に支給を開始する市町村もあることが想定される中で、全国どここの施設に入所等していても確実に上記の配慮を受けられるよう、全国で統一期間(3月3日から2週間程度)を設けて実施する。

(※)統一期間経過後に入所等した児童等についても連絡調整は行う。ただし、措置等を行った自治体からの連絡が市町村に到達した時点で、既に保護者に給付金の支給決定通知が行われてしまっている場合は、施設入所等児童等に対する給付金の支給は行わない。



【施設入所等児童等に係る事務処理の流れ】



○ 情報整理期間：平成26年2月28日まで

○ 自治体間の連絡調整期間：
平成26年3月3日～3月14日

- ① 平成26年2月28日まで
措置等を行った自治体は、施設所在市町村及び住民票所在市町村に対し提供する情報を整理する。
- ② 平成26年3月3日～3月14日
措置等を行った自治体は、施設所在市町村及び住民票所在市町村に対し整理した情報を提供する。
- ③ 平成26年3月17日～
施設所在市町村は、措置等を行った自治体からの情報提供に基づき、施設入所等児童等リストを作成。
住民票所在市町村は、措置等を行った自治体からの情報提供に基づき、支給先管理リストを作成。施設入所等児童等分の支給を停止する。

- ※1 (ア)小規模住居型児童養育事業、里親、障害児入所施設、指定医療機関、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業の場合 ... 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
(イ)障害者支援施設、のぞみの園の場合 ... 市町村(特別区を含む)
(ウ)婦人保護施設の場合 ... 都道府県
(エ)母子生活支援施設の場合 ... 都道府県、指定都市、中核市
- ※2 施設所在地の情報が、市町村の窓口から保護者に対して流出することを防ぐため、この情報を施設入所等児童等の住民票所在市町村(=保護者の居住市町村)に伝えないことが必要。

施設入所等児童等連絡票(入所等)

住民票所在市町村に対しては、削除して送付すること

[illegible]

【記載要領】

「団体コード」……………全国地方公共団体コードを記入する。
「措置等自治体管理番号」……………措置等自治体において、施設種別に関わらず、通し番号を記載する。
「施設所在市区町村管理番号」……………施設所在市区町村において、施設種別に関わらず、通し番号を記載する。
「住民票所在市区町村管理番号」……………住民票所在市区町村において、施設種別に関わらず、通し番号を記載する。
「氏名(漢字)」……………施設入所等児童等の氏名を漢字で記入する。なお、姓と名の間は全角で1文字空白を記入すること。
「氏名(カタカナ)」……………施設入所等児童等の氏名を全角カタカナで記入する。なお、姓と名の間は全角で1文字空白を記入すること。
「性別」……………施設入所等児童等の性別について、男性の場合は「1」を、女性の場合は「2」を記入する。
「生年月日」……………施設入所等児童等の生年月日を西暦表記で記入する。

例)平成28年1月1日の場合は、「20160101」と記入。

「入所等年月日」……施設入所等児童等に係る委託、入所及び入院の措置、又は契約の年月日を西暦表記で記入する。

例)平成28年1月1日の場合は、「20160101」と記入。

「区分」……………「入所等年月日」の日付が基準日(平成28年1月1日)以前である場合は「A」、「入所等年月日」の日付が平成28年1月2日以降である場合は「B」を記入する。

「子である児童」……基準日時点において「15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母」がその子で
ある児童」と同一の施設に入所している場合について、「児童等である父又は母」の同欄に、「児童等である父又は母」

一 措置等目治体管理番与「欄」の書きを記載することで、親子関係を確認する。

[illegible]

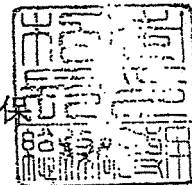
「収入金庫階区分等」…「区分階」が「日」である施設人所等については、施設利用に係る収入金庫階区分等を利用して利用する者が利用する月報の区分が市町村民非課税世帯に適用されるものである場合、「」を、それ以外の場合、「」を記入する。

また、「区方ノ權カハ」のる施設人等については、Nを記入する。

実施機関以外の者への保有個人情報の継続提供に係る諮問書

柏総行第31号
平成27年4月17日柏市情報公開・個人情報保護審議会
会長 高岡信男 様

実施機関名 柏市長 秋山 浩 保



柏市個人情報保護条例第11条第2項第3号の規定により実施機関以外の者へ保有個人情報を提供することについて、同条第3項の規定に基づき平成26年3月4日付け柏企行第186号で諮問し、平成26年3月12日付け柏情審第20号にて答申を受けた臨時福祉給付金及び「子育て世帯臨時特例給付金」の支給に係る自治体間の連絡調整事務について、当該事務の内容に一部変更が生じるものの、変更が軽微であることから、前回の答申を持って引き続き実施機関以外への保有個人情報の提供を行ってよいか諮問します。

提供する保有個人情報に係る個人情報取扱事務の名称	「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」の支給に係る自治体間の連絡調整事務
事業変更の概要	臨時福祉給付金：別紙1のとおり 子育て世帯臨時特例給付金：別紙2のとおり
前回諮問書	別紙3のとおり
前回答申書	別紙4のとおり
事業変更時期	平成27年6月予定
担当部署	臨時福祉給付金：保健福祉部保健福祉総務課 子育て世代臨時特例給付金：こども部こども福祉課



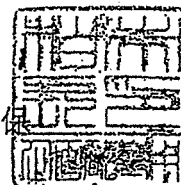
実施機関以外の者への保有個人情報の提供に係る諮問書

柏企行第186号

平成26年 3月 4日

柏市情報公開・個人情報保護審議会
会長 高岡信男 様

柏市長 秋山 浩 保



柏市個人情報保護条例第11条第2項第3号・第4号の規定により実施機関以外の者へ保有個人情報を提供したいので、同条第3項の規定により次のとおり諮問します。

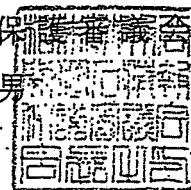
提供する保有個人情報に係る個人情報取扱事務の名称	「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」の支給に係る自治体間の連絡調整事務
提供する保有個人情報の項目	厚生労働省が定めた「児童福祉施設入所等児童等に係る臨時福祉給付金（簡素な給付措置）及び子育て世帯臨時特例給付金関係事務処理」の運用方針で規定された、施設等に入所等の措置を受けている児童等（詳細は別紙1参照）に係る個人情報（詳細は別紙2参照）
保有個人情報の提供先	当該児童等の施設入所等の措置を行った自治体 当該児童等の住民票所在地の市区町村 当該児童等の入所している施設の所在地の市区町村
保有個人情報の提供先における利用目的	両給付金では施設に入所等している児童等については、全国一律で以下の対応をすることとなっている。 ①保護者から施設入所等児童等の給付金の代理申請が行われても支給しない ②施設入所等児童等の給付金は、住民票が残っている市区町村ではなく、施設が所在する市区町村から支給する。 ③住民票上保護者と同一世帯のままとなっている場合、保護者に扶養されていないものとみなし、施設入所等児童等本人に給付金を支給する。 住民票所在地の市区町村では、施設入所等児童等の保護者への支給を回避するために、施設所在地の市区町村では、施設入所等児童等への給付を行うために、施設への入所等の措置等を行った自治体から提供される情報を利用する。
提供しようとする理由	両給付金の支給にあたり、施設入所等児童等に関する事務処理は、国が定めた全国一律の基準で行う必要があり、関係自治体間の情報共有の方法等についても国によって運用方針が定められている。そのため柏市のみが情報共有の枠組みから外れることはできない。
担当部署	企画部行政改革推進課 市民生活部保険年金課 保健福祉部障害福祉課 こども部児童育成課
備考	



柏情審第20号

平成26年3月12日

柏市長 秋山浩保 様

柏市情報公開・個人情報保護審議会
会長 高岡信男

実施機関以外の者への保有個人情報の提供について（答申）

平成26年3月4日付け柏企行第186号で諮問のあった事項について、次のとおり答申します。

当審議会の結論	諮問に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の外部提供については、柏市個人情報保護条例第11条第2項第3号に規定する、他の地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、その権限に属する事務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由がある場合に該当するものと考えます。	
当審議会の判断	「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」制度において、施設入所等児童等に対する給付での二重払い等を防ぐために、関係自治体間での情報を共有することは公平性及び公益上の観点から必要なものであると考えます。また、国から全国一律での対応を求められていることから公益性の高いものであると考え、当該児童等に係る保有個人情報を関係自治体に提供することは妥当と考えます。	
諮問に係る案件の概要	個人情報取扱事務の名称	「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」の支給に係る自治体間の連絡調整事務
	提供先	児童等の施設入所等の措置を行った自治体 児童等の住民票所在地の市区町村 児童等の入所している施設の所在地の市区町村
	提供する理由	給付金の支給にあたり、施設入所等児童等に関する事務処理は、国が定めた全国一律の基準で行う必要があるため。
	提供する項目	別紙のとおり。

【答申書別紙】

提供する項目
児童等に施設等入所等の措置等を行った自治体の名称等 (団体コード, 都道府県名, 市区町村名, 措置等自治体管理番号)
児童等が入所している施設等の所在する市区町村の名称等 (団体コード, 都道府県名, 市区町村名, 施設所在市区町村管理番号)
児童等の住民票が所在する市区町村の名称等 (団体コード, 都道府県名, 市区町村名, 住民票所在市区町村管理番号)
児童等の氏名, 性別, 生年月日
児童等が施設等に入所した時期
施設等に入所している児童等に子があり, 同一の施設に入所している場合の親子関係
児童等が施設を退所した場合の退所日 (ただし, 平成26年3月8日以降に退所した場合に限る)
保護者への支給停止の状況
給付金の加算措置の申請状況
給付金加算措置の可否
徴収金階層区分
平成26年3月8日以降に退所した児童等についての給付金支給状況